

令和8年7月1日

保護者の皆様へ

沖縄県立沖縄水産高等学校長  
(公印省略)

## 令和8年度奨学のための給付金(返還不要)の支給に関する手続きについて

年収380万円未満程度(父母等全員の住民税所得割額(道府県民税及び市町村民税所得割額)の合算額が105,500円未満)の世帯または年収380~600万円未満程度(父母等全員の住民税所得割額の合算額が105,500円以上264,500円未満)かつ扶養する子が3人以上の世帯を対象に、授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的に奨学のための給付金が支給されることとなりました。

当該制度は、**返還不要の給付金**で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金とは別制度です。

給付を受けるためには申請が必要です。別紙支給対象に該当する父母等は、下記のとおり申請をお願いいたします。

※申請書は、事務室窓口にて受取るか、沖縄水産高校ホームページよりダウンロードとなります。(家計急変については、担当までご連絡ください)

### 記

#### 1. 給付対象者 :

- ① 年収380万円未満程度(父母等全員の住民税所得割額(道府県民税及び市町村民税所得割額)の合算額が105,500円未満)の世帯または年収380~600万円未満程度(父母等全員の住民税所得割額の合算額が105,500円以上264,500円未満)かつ扶養する子が3人以上の世帯
- ② 離職等の家計急変により②と同程度の収入であると見込まれる世帯

#### 2. 提出書類 : 別添リーフレット参照

#### 3. 提出期限 : 令和8年7月15日(水)

#### 4. 提出先 : 沖縄水産高校事務室

#### 5. 留意事項

- (1) 正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、給付金を受けられなくなります。
- (2) 扶養者の状況は7月1日現在を基準とします。(家計急変世帯への支援については除く)

#### <沖縄県外に在住の方>

この制度は、保護者等が住所を有する都道府県から給付する制度となつておりますので、該当する場合は、お住まいの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

<問い合わせ先> 沖縄水産高等学校 事務室  
担当者 伊佐・島尻 TEL: 098-994-3483

# 令和8年度 沖縄県高等学校等奨学のための給付金(専攻科)

## (返還不要)

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」があります。返還は不要です。

新入生への一部給付の支給を受けた者についても、7～3月分の支給を受けるには今回の申請が必要です。

- 令和8年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。  
(家計急変申請の場合は、原則として、申請のあった月の翌月の1日現在の状況によります。)
- (1) 沖縄県内に住所を有する父母等のうち、生徒本人が日本国籍を有し、専攻科支援金の対象校に在学している者
  - (2) 年収 380 万円未満程度(父母等全員の住民税所得割額(道府県民税及び市町村民税所得割額)の合算額が 105,500 円未満)の世帯または年収 380～600 万円未満程度(父母等全員の住民税所得割額(道府県民税及び市町村民税所得割額)の合算額が 105,500 円以上 264,500 円未満)かつ扶養する子が3人以上(以下「多子世帯」という。)の世帯
  - (3) 生徒が、専攻科支援金の支給対象である。
  - (4) 生徒が、平成 26 年度以降に入学して在学中で、休学中ではない。
  - (5) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。
  - (6) 専攻科在学中に、これまで「高校生等奨学のための給付金」を2回以上給付されていない(過去に在学した専攻科における給付回数も含む)。
- ※令和8年度からは生徒本人の国籍・在留資格を確認します。外国籍の生徒については、高校事務室までご相談ください。

父母等が沖縄県外に在住している場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせ下さい。

○支給額(返還の必要はありません) ※専攻科の場合

世帯状況		給付額(年額)
住民税所得割非課税世帯	専攻科に在籍	50,500 円
年収 270～380 万円未満程度 (父母等全員の住民税所得割額の合計が 105,500 円未満)の世帯	専攻科に在籍	16,830 円
年収 380～600 万円未満程度 (父母等全員の住民税所得割額の合計が 264,500 円未満)の多子世帯	専攻科に在籍	12,630 円

※7月2日以降に生じた家計急変による申請の場合は、申請の月の翌月からの月割額になります。



○提出書類 ※消せない筆記用具で書類に記入して下さい。

- ① 高校生等奨学のための給付金受給申請書（様式1）
- ② 全項目記載の令和8年度所得課税証明書（※非課税証明書及び金額が\*\*\*で表記されるものは不可）
- ③ 生徒の国籍を確認できる書類  
（日本国籍：戸籍抄本又は戸籍謄本、外国籍：在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し）
- ④ 扶養誓約書（様式3）及び参考様式① ※父母以外の者による申請の場合に必要。ただし、父母以外の者が申請している理由によっては、申請が認められないこともあります。
- ⑤ 債権・債務者登録申出書（別添様式） ※申請者以外の口座へ振込む際は依頼書が必要
- ⑥ 振込口座の通帳の写し
- ⑦ 扶養親族申告書（多子世帯のみ）（様式8）



※家計急変については、⑧～⑩についても提出ください。

⑧ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

離職票、雇用保険受給資格者証等 破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか  
死別・離婚の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類

⑨ 家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類

給与所得者・・・【家計急変前の収入】全項目記載の令和8年度所得課税証明書（写可）  
【家計急変後の収入】会社作成の給与見込証明書、直近の給与明細書3か月以上、源泉徴収票等  
営業所得者・・・【家計急変前の収入】全項目記載の令和8年度所得課税証明書（写可）  
【家計急変後の収入】所得見込証明書（別添様式）、税理士又は公認会計士の作成した証明書類、確定申告書の写し等

⑩ 父母等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類

扶養誓約書（様式3）、扶養親族分の資格確認書の写し又は扶養親族の記載が省略されていない所得課税証明書（全項目証明書）のいずれか

※所得割合算額が住民税非課税世帯相当の世帯の目安は以下の通りです。

3人世帯 年収見込が2,216,000円未満

4人世帯 年収見込が2,716,000円未満

5人世帯 年収見込が3,216,000円未満

※災害などに起因しない離職（自己都合による離職や定年退職など）は、家計急変の対象となりません。

※家計急変審査は世帯の収入の減少を基に審査をします。支出額の大きさは考慮に入れないので、支出が分かる明細や領収書等の書類は不要です。

※状況に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

○問い合わせ先

沖縄水産高等学校 事務室 担当者 伊佐・島尻 TEL：098-994-3483